		第二十八条第一項及び第二項	第一次追加項目
		第二十九条第一項	追加事業報酬の額
		第二十九条第一項及び第二項	第二次追加項目
		第二十九条	第二十五条

の届出があったときは、その変更後のもの（第三十八条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十五条

		第三十六条第三項において読み替えられた変分第一次追加項目	追加事業報酬の変動額
		第三十六条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給

		第三十一条第一項及び第二項	第一次追加項目
		第三十二条第一項	追加事業報酬の額
		第三十二条第一項及び第二項	第二次追加項目
		第三十二条	第二十八条

の届出があったときは、その変更後のもの（第四十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十八条

		第三十九条第三項において読み替えられた変分第一次追加項目	追加事業報酬の変動額
		第三十九条第三項において読み替えられた変分第二次追加項目	改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給

		第三十一条第二号	含む。
		第三十三条第一項、第六項及び第七項	料金収入
			料金収入の変動分

約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第三十八条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十五条

		含み、額が変動する場合に限る。）の変動額	

（変動額届出料金の算定）

第三十九条　沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基

		第三十四条第二号	合計額）
		第三十六条第一項、第五項及び第六項	料金収入
			料金収入の変動分

約款（旧法第十九条第四項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの（第四十一条第一項の規定により料金を設定したものに限る。）（旧法第二十三条第三項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を算定した際に第二十八条

		合計額）（額が変動する場合に限る。）の変動額	

（変動額届出料金の算定）

第四十二条　沖縄電力は、旧法第十九条第三項又は第六項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を次に掲げる変動額を基